

口座振替・自動払込（個人事業税・自動車税種別割）

個人事業税と自動車税種別割は、銀行等での口座振替・郵便局での自動払込による納税を実施しています。

この制度を活用していただくと、税金を納めるために銀行などへお出かけになる必要がなく、簡単、確実に納税できます。是非ご利用ください。

振替納税とは

金融機関があなたに代わって納税の手続きをするもので、お申込みのあったあなたの税金は指定された本人名義の預金(貯金)口座から、納期限日に振替えて納付されます。

(注) 電話料金、水道料金などの支払いと同じような制度で、納税者の方にあらかじめ納税額をお知らせして、口座から振替します。(平成29年度から領収証書の送付は取りやめとなりました。振替(引落)金額は通帳等により確認してください。)

取扱金融機関は

三重県の公金を取り扱う銀行、信用金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局(以下、ゆうちょ銀行等)等です。詳しくは「県税を納める場所」(72ページ)を参照してください。

申込手続は

(個人事業税の場合)

納税通知書に同封されている申込用紙(ハガキ式)に必要事項を記入・押印のうえ、ポストへ投函するか管轄の県税事務所へご提出ください。

ただし、ゆうちょ銀行等の自動払込をご利用になる場合は、ゆうちょ銀行等に備え付けの自動払込利用申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ゆうちょ銀行等へご提出ください。

(自動車税種別割の場合)

取扱金融機関の窓口および県税事務所・自動車税事務所に設置されている申込用紙に必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関へご提出ください。

(注) 申込用紙には金融機関にお届けの印鑑を押していただきます。お出向きの際には、この印鑑をご持参ください。

自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)は

車検が口座振替する年度の7月上旬までに満了する自動車につきましては、前年度の納税証明書の有効期限を6月15日まで延長して発行しますので、県税事務所へお問い合わせください。

また、詳しくは84ページをご覧ください。